

休眠預金等活用法に関するお客様へのご案内

平成29年12月28日

山口銀行

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（休眠預金等活用法）が、平成30年1月に施行されます。この法律により、お客様からお預かりしている長期間異動がない預金（「休眠預金等」）については最終異動日等から10年6か月を経過する日までに、金融機関において公告を行ったうえで、預金保険機構に移管されます。

休眠預金等の定義などについては、以下の説明をご覧ください。

なお、預金に移管されました後におきましても、お客様のご請求によりいつでも払戻しいたします。

【休眠預金等の定義】

1. 「休眠預金等」とは、最終異動日等から10年を経過した預金等をいいます。
2. 「預金等」とは、預金保険法の付保対象とされているものを表します。
3. 「最終異動日等」とは、預金等に係る次の①～④うち最も遅い日をいいます。
 - ① 当該預金等に係る異動が最後にあった日
 - ② 当該預金等に係る預入期間や計算期間の末日など
 - ③ 金融機関が当該預金等に係る預金者等に対し、当該預金等に係る金融機関・店舗・預金等の種別・口座番号・債権の額等の事項を通知した日（最終異動日等から9年を経過した元本の額が1万円以上の預金について通知をし、当該通知が当該預金者等に到達した場合等に限ります。）
 - ④ 当該預金等について預金等に該当することとなった日
4. 「異動」とは、当該預金等に係る預金者等その他関係者がする払戻し、受入れ、お振込みその他の事由をいい、次のページにある表のお取引が該当します。

【 異動にあたるお取引一覧表 】

預金種類	法定異動事由	当行が認可を受けている異動事由				
		通帳		証書		契約内容の 変更
		記帳	繰越	記帳	繰越	
当座預金	・払戻し ・受入れ ・お振込みによる払出し ・お振込みによる受入れ ・口座振替その他の事由による預金額の異動 ・手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求 （当行が把握できる場合に限る） ・預金者等による公告の対象となっている預金にかかる情報の 提供の求め					○
各普通預金						○
貯蓄預金						○
納税準備預金						
別段預金						
各通知預金						
各定期預金		○	○		○	
総合口座		○	○			○
社員総合口座						○
外貨預金		休眠預金等活用法の対象ではございません。				
譲渡性預金						
各財形預金						
マル優口座						

- ・上記当該預金にかかる当行からの利子の支払いは異動となりません。
- ・契約内容の変更とは、ICキャッシュカード（クレジットカード一体型含む）の発行（再発行含む）および暗証番号変更、決済用預金への種類変更（変更可能な預金に限る）、当座預金・普通預金の貸越枠の解除が該当いたします。
- ・お客様の申出による取引店の変更も異動事由としています。
- ・異動事由には、法律で一律に定められている「法定異動事由」と、各金融機関が認可受けることにより異動事由となるものが有ります。

※ 各普通預金、各定期預金および各通知預金とは以下の預金をいいます。

各普通預金	各定期預金	各通知預金
普通預金	期日指定定期預金	証書式通知預金
普通預金（照合表口）	自動継続期日指定定期預金	証書式通知預金（特例型）
普通預金（決済用普通預金）	自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）	通帳式通知預金
	自動継続自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）	通帳式通知預金（特例型）
	自由金利型定期預金	通知預金（照合表口）
	自動継続自由金利型定期預金	
	スーパー変動金利定期預金（単利型）	
	自動継続スーパー変動金利定期預金（単利型）	
	スーパー変動金利定期預金（複利型）	
	自動継続スーパー変動金利定期預金（複利型）	
	自動つみたて定期預金	
	目的つみたて定期預金	

以 上